

市民税・都民税特別徴収の取扱いについて

1. 給与所得にかかる特別徴収税額の取扱いについて

(1) 納税義務者への税額通知書交付

同封いたしました「給与所得等に係る市民税・都民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は開かずに、各名宛人に交付してください。納税義務者の退職・転勤等で交付できない場合は、異動届出書提出の際に併せてご返送ください。

(2) 月割額の徴収

同封いたしました「令和4年度給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている各納税義務者の月割額を各月に支払われる給与から徴収してください。なお、特別徴収税額（年税額）が均等割相当額（5,000円）以下の納税義務者についてはその全額を6月（第1回）支払いの給与から徴収してください。

(3) 月割額の納入

各納税義務者から徴収した月割額は徴収した月ごとに合計し、「納入書」により別掲の取扱金融機関等に翌月10日（銀行等の休日に該当するときは、その翌日とする）までに納入してください。納期限までに納入されない場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切捨て。全額が2,000円未満であるときはその全額を切捨て）に年14.6%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、年7.3%）の延滞金（計算した金額に100円未満の端数があるときはその端数を切捨て。全額が1,000円未満であるときはその全額を切捨て）を加算して徴収し

ます。ただし、この延滞金は、当分の間、地方税法附則第3条の2の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

(4) 納期の特例

前記のとおり、特別徴収税額は、原則として年税額を12分した税額（月割額）を6月分から毎月1回、年12回にわたり納入することになっていますが、給与の支払いを受ける者が常時10人未満かつ地方税の滞納がない事業所等は、市長の承認を受けることによって毎月徴収した月割額を11月分と翌年5月分の2回で納入することができます。承認申請書をご希望の場合は課税課市民税係までご連絡ください。立川市ホームページからダウンロードすることもできます。なお、新たに納入書の発行は致しませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。

(5) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更する必要がある場合や新規に課税する場合は「令和4年度給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書」をお送りしますので（1）と同様に各納税義務者に交付してください。以後は変更後の月割額によって徴収及び納入をしてください。なお、新たに納入書の発行は致しませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。訂正方法は表紙記載の※2をご参照ください。

(6) 退職・転勤等の異動があった場合

① 退職・休職等

納税義務者が退職・休職等の事由により給与の支払いを受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を翌月10日まで

に提出してください。

② 退職者の残税額の一括徴収

◎ 退職日が6月1日から12月31日までの場合

残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、納税義務者の承認を得て、一括徴収されますようお願いいたします。

◎ 退職日が1月1日から4月30日までの場合

残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、一括徴収することが義務づけられています。

③ 転勤・転職

転勤・転職により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、新しい勤務先を経由して「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

(7) 異動届出書の提出について

異動届出書の提出がなかったり、遅れたりすると、納税義務者への通知が遅れ、また特別徴収義務者である貴事業所が延滞となり督促を受け場合があります。双方にご迷惑をおかけする結果になりますので、納税義務者が非課税である場合も忘れずに異動届出書をご提出ください。

(8) 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書について

特別徴収義務者に所在地・名称等の変更が生じた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

(9) 市民税・都民税特別徴収への切替依頼書について

新たに特別徴収となる方がいる場合は、「市民税・都民税特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

2. その他

(1) 所得割の税率（総合課税分）

課税標準額に対し一律10%（市民税：6%・都民税：4%）

(2) 均等割額

市民税 : 3,500円

都民税 : 1,500円

○次の場合は市民税の均等割額が軽減されます（立川市賦課徴収条例第26条）。

ア. 均等割を納める義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

軽減額 300円

イ. 均等割を納める義務がある同一生計配偶者又は扶養親族を二人以上有する者、当該同一生計配偶者又は扶養親族一人について

軽減額 300円（軽減額の限度は900円）

(3) 非課税者の範囲

① 1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は市民税・都民税が課税されません。

② 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人は、市民税・都民税が課税されません。

③ 前年中の総所得金額等の額が法に定める一定金額以下の人は、市民税・都民税の所得割が課税されません。

④ 均等割のみを課されるべき人のうち、前年中の合計所得金額が法に定める一定金額以下の人は、均等割が課税されません。